

控訴の提起に係る概要について

1 事案の概要

市の職員が、心身の故障を理由として市が行った5回の分限休職処分について、いずれも休職事由がなく手続上も瑕疵があるからすべて違法無効であると主張して、市に対し、①各分限休職処分の無効確認、②同処分によって減額された分の賃金の支払、③同処分によって精神的苦痛を被ったとして慰謝料及び弁護士費用の支払を求めて訴訟を提起した事案である。

2 判決主文の内容

	請 求	判 決
分限休職処分の無効確認	分限休職処分1 (H30. 1. 21) 分限休職処分2 (H30. 2. 1) 分限休職処分3 (H30. 4. 1) 分限休職処分4 (H30. 5. 11) 分限休職処分5 (H30. 9. 1) の無効確認	棄却 棄却 棄却 棄却 分限休職処分5の無効確認
未払賃金	1 8 0 万 5 9 4 5 円+ H30. 12. 6～年5分の遅延損害金 ※仮執行宣言	2 7 万 2 3 0 7 円+ H30. 12. 6～年5分の遅延損害金 ※仮執行宣言
慰謝料+ 弁護士費用	2 7 5 万円+ R1. 5. 8～年5分の遅延損害金 ※仮執行宣言	棄却
訴訟費用	被告の負担	9割は原告の負担 1割は被告の負担

4 控訴に至った理由

判決にはその事実認定や判断過程に疑義があり、市として分限休職処分5に重大かつ明白な裁量権の逸脱・濫用があるとの結論を受け入れることはできないと判断したため、控訴に至った次第である。